

第 4 回

中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会

農林水産省農村振興局

第4回 中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会

日時：令和4年10月14日（金）

13：30～14：58

場所：農村振興局第1会議室

（web会議併用）

会 議 次 第

1. 開 会

2. 農村政策部長あいさつ

3. 議 事

（1）令和3年度実施状況及び中山間地域等直接支払制度をめぐる事情について

（2）第5期対策の中間年評価と今後のスケジュールについて

（3）令和5年度予算概算要求について

4. 質 疑

5. 閉 会

午後 1時30分 開会

○地域振興課長 それでは、時間になりましたので、始めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ただいまから、中山間地域等直接支払制度に関する第4回第三者委員会を開催させていただきます。

私は、地域振興課長の富田でございます。よろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、佐藤農村振興局農村政策部長から御挨拶をさせていただきます。

○農村政策部長 座ったままで失礼します。

皆様、こんにちは。当委員会の委員の先生方におかれましては、本日はお忙しい中、お集まりを頂きまして、誠にありがとうございます。この6月より農村政策部長を拝命いたしました佐藤と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

本日は農村振興局長も出席予定でしたが、ちょっと別な公務の関係で欠席となりましたのでお許しいただければと思います。

また、冒頭、今年度初めてのこの第三者委員会ということでもございますので、一言御挨拶を申し上げたいと思います。御案内のとおり、先般より農政の基本を構成しているとか、我々の施策の柱になっております食料・農業・農村基本法。これも平成11年に施行されておりますので、設定から23年ほど経っているというものですけれども、こちらにつきまして総理の指示を踏まえまして、総合的な検証を行い、必要な見直しを進めるということになりまして、今、その取組を始めたところでございます。

この中山間地域等直接支払制度は、この正に食料・農業・農村基本法に中山間地域等における農業生産条件の不利を補正する支援策として位置づけられたところからスタートしております。実際に取組が始まったのが平成12年度ですので、今年で23年目に第5期ということで、20年にわたって続いてきたそういう制度で、正に基本法と歩みを共にしてきたそういう制度ということでございます。

今回この基本法の検証・見直しというのは、この20年という年月、個人的には、あっという間だったなと思ったりもしますが、この20年、やはり我が国全体が直面している課題としては人口減少、高齢化といったことの進行、それに伴いましてやはり国内市場の縮小として農業現場においては、農業生産者の減少という構造変化が起こっています。また、世界的な食料情勢等も、特に今年に入りましてのロシア、ウクライナの問題等々、様々な食料安全保障上のリスク、気候変動というのもその1つだと思いますが、そうした

20年前と比べるとかなり変化が起こっているといったような状況の中で、今の時代として将来に向けて必要な検証と見直しをすると、そういう趣旨で行われるというものでございます。

従いまして、本制度も今第5期のちょうど折り返しになる時期ということでございますけれども、現場では大変有効に御活用いただいていると認識をしております。そういう意味では第5期の真ん中までできましたので、来年の8月には中間年評価ですし、再来年、令和6年8月には最終評価を実施すると、そういう時期でもありますので、少し早いということかもしれませんが、正に次期対策、第6期も見据えて制度の検証と検討を始めていく時期かな、というふうに思っているところでございます。

そういう意味で、本日のこの委員会におきましては、この制度の二十数年間にわたる取組の中身、そしてこの足元の第5期の実施状況を中心に我々の方から御説明をさせていただきますので、正に現場の課題に即した様々な課題を念頭に置きつつ、是非先生方から忌憚のない率直な御意見を賜りたいと思っております。限られた時間ではありますけれども、何とぞよろしくお願いいたします。

○地域振興課長 ありがとうございます。

本日はリアル出席とそれからウェブ出席のハイブリッド方式で開催させていただいてございます。出席者の御紹介につきましては、時間の関係上名簿の配布ということで代えさせていただきますと思いますけれども、御了承いただきたいと思います。

ちなみに、ウェブの橋口先生、お声はよく聞こえていらっしゃいますでしょうか。

○橋口委員 大丈夫です。よろしくお願いいたします。

○地域振興課長 ありがとうございます。では、進めさせていただきます。

それから、資料でございますけれども、本日の資料でございますが、配布資料一覧というのをお手元にお配りしてございます。資料1－1、1－2、資料2－1、2－2、そして資料3という全部で4グループお配りしてございますので、もし不足等ございましたら事務局等にお申し付けいただければというふうに思いますので、御確認いただけたらというふうに思います。

それから会議の開催に当たりまして幾つかお願いがございまして、本日の委員会、一般の方もウェブで傍聴できるように公開という形で行ってございますけれども、発言は委員の方だけというふうにさせていただいておりますので、傍聴者の方につきましては、恐れ入りますがマイクをオフにして傍聴いただければと思います。

また、委員の皆様につきましても、発言時以外はマイクをオフにいただければ有り難いと思います。

それから、議事録につきましては、委員の皆様にご確認を頂いた上で、追って後日公開をさせていただきたいというふうに考えてございます。

本日の議題でありますが、3つ考えてございます。1つは、会議次第の方にもありますように、令和3年度の実施状況、それからこの中山間地域等直接支払制度をめぐる事情についてというものでございます。2つ目が、第5期対策の中間年評価と今後のスケジュールについてということでございます。それから3番目は、来年度に向けた概算要求を行ってございますので、そのことについてということになります。

会議の終了につきましては15時を予定してございますので、進行に何とぞ御協力をお願いしたいというふうに思います。

それでは、議事を開始させていただきます。ここからは委員長の岡司委員長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○岡司委員長 はい、よろしくお願いします。法政大学の岡司です。委員の皆さん、御無沙汰しております。よろしくお願いいたします。橋口先生もよろしくお願いします。何かありましたら手を挙げていただいたり、声を掛けていただければと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、議事を始めたいと思います。議事の内容については先ほど課長の方からお話を頂いた3点について、今日は委員の皆さんと議論を交わしていきたいと思います。

では最初に、この3点について、事務局の方から一括して御説明を頂いて、その後区切りながら質疑に進めていきたいと思います。今日は時間も限られておりますので、事務局からの説明については、要点を絞りながら御説明を頂ければと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

○中山間地域・日本型直接支払室長 中山間地域・日本型直接支払室長の岩下でございます。いつもお世話になっております。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

まず、資料1でございます。中山間地域等直接支払制度をめぐる事情ということでございまして、この資料は本制度の概要、それから20年間の状況、それから令和3年度の実施状況が今年取りまとまってございます。

1ページ目から4ページ目については制度の概要でございますのでちょっと省略させて

いただきまして、6 ページをお開き願います。これから御説明させていただくデータにつきましては、昨年11月の委員会で第5期対策の初年度の結果、協定数が2,000減って、それから交付面積が2万6千ヘクタール減ったと。理由は、5年間続ける自信がないとか、リーダーが確保できないということでございまして、これを踏まえて、中間年評価に向けた評価方針、それを示したものでございます。

今回は令和3年度の実施状況調査結果も踏まえまして、また更に昨年11月よりも少し分析を、少しだけですけれども、深めさせていただきました。

20年間の状況でございますけれども、協定数、協定面積、それからこの2つの減少傾向につきましては昨年と同じでございます。その中でも体制整備単価に取り組む協定数は増加したとか、それから集落協定面積は増加傾向であるとか、あと、5ヘクタール未満の小規模協定につきましては3割減少したと。今回新たに整理したのが、個別協定につきまして、第4期対策以降、協定数、面積ともに増加傾向にあるということを整理しております。それから交付金配分割合、個人配分が共同取組活動の割合を逆転してしまったというような状況です。

令和3年度の実施状況につきましては、これは第4期対策と同じなんですけれども、2年目ということで186協定が増加していると。それから1万2千ヘクタール増加していると。一方で交付面積なんですけれども、中核的リーダーの人数等を明確にしたことによる交付対象者の減少により減少しているとか。あと、体制整備単価、加算に取り組む状況、それから棚田地域振興加算、それから個人配分の割合などについては、後ほど御説明させていただきます。

第4期対策の末で活動を廃止した集落協定の状況につきましては、先ほど申し上げましたように、その7割が交付面積5ヘクタール未満の小規模集落協定であるということでございます。

この数字の中身でございますけれども、7 ページをお開きいただきまして、平成26年度の68万8千ヘクタールをピークに減少しているということでございまして、令和3年度には65万3千ヘクタールということでございます。

交付面積につきましては、後ほど出てくるんですけれども、所得超過者の中核的リーダーの人数を明確にしたことによる交付対象者の減少ということで、交付面積は減っておりますが、このため今回、協定面積を整理したということでございます。

次の8 ページでございますけれども、協定数でございます。第1期対策は3万協定を超

えていたんですけれども、その後、先生方御存じのとおり、生産活動を継続する前向きな取組を行う場合に、10割単価という見直しを実施したことから減少しました。その後は制度の見直しにもかかわらず、減少傾向にあるということでございます。

個別協定につきましては、第2期対策から徐々に増加して、579協定となったということでございます。

9ページ、協定面積でございます。これも昨年御説明しているんですけれども、1集落当たりの面積は増加傾向にあって、制度当初の2ヘクタールから現在は27ヘクタールに増加ということになっているところでございます。

10ページでございまして、これは協定の廃止や統合により協定面積5ヘクタール未満の割合はこの20年間で2割近く減少した一方、10ヘクタール以上の協定については増加しているということでございますけれども、依然として5ヘクタール未満の割合が3割あるという見方もできるんじゃないかなというふうに思っています。

それから11ページにつきましては、これは田、畑、草地、採草・放牧地、協定面積割合、交付基準別の交付面積割合をちょっと分けて傾向を見てみたというものでございます。説明は省略させていただきます。

それから12ページでございすけれども、今回ちょっと整理してみたんですけれども、個別協定の協定数でございます。第2期対策以降、第2期対策で10割単価の要件を自作地を対象とする場合は利用権設定面積の増加を目標とされたということから一旦減少したんですけれども、その後は増加傾向にあるということで、令和3年度、昨年度は過去最高の579協定、それから面積につきましても7千ヘクタールというふうになっております。

面積規模別の協定割合でございますけれども、やはり面積規模の大きな協定で割合が増加しているということが見えてきているところでございます。

次に、13ページでございます。右のグラフは体制整備単価に取り組んでいる協定の割合。5ヘクタール未満の小規模協定7割弱に対して5ヘクタール以上の協定では9割を超えていると。右側のグラフはその加算の実施割合でございまして、小規模協定では1割未満であるのに対して、5ヘクタール以上の協定では3割を超えているということで、小規模協定ほど前向きな取組の実施割合が低くなっているというふうなことが言えるんじゃないかと思っています。

なお、面積規模の大きな協定では、協定参加者も多いため、多様な人材を活かした活動が可能となっているんじゃないかなというふうに推定されるということでございます。

続きまして、14ページでございますけれども、これは加算の状況でございます、第4期対策から措置している超急傾斜加算、これは緑色で示しているところでございますけれども、これにつきましては実施協定が1,800協定と最も多く、どの階層でも比較的に利用されているということです。一方で、第5期対策で新設した生産性向上加算、これは農産物のブランド化だとかスマート農業に対応するものでございますけれども、1,500協定で一定数の利用。これも、面積規模が大きい協定ほど利用率が高いと。5ヘクタール以上の階層では、2割の協定が利用しているというような状況でございます。

また、傾斜等の要件がなく、その集落協定単一で実施が可能な生産性向上加算、それから集落機能強化加算を交付面積規模別に令和3年度の総括を見ると、どちらの加算も面積が大きな階層での増加が目立っているというような状況になっております。

15ページでございます。棚田地域及び棚田加算の取組状況でございますけれども、棚田法が施行されまして、令和2年度の第5期対策から対象地域に指定と、棚田地域が追加されたということでございますけれども、令和3年度末の指定棚田地域は697地域、前年度末から10%増加しているということでございます。

令和3年度末の棚田活動計画の認定地域でございますけれども、166地域で、前年度末から60%増加しているということです。また棚田加算の実施状況は、314協定、交付面積は6千ヘクタールで、それぞれ前年度から30%増加しているということで、棚田振興法が浸透して、加算の活用も進んでいるということがうかがえる資料でございます。

16ページでございます。これにつきましては、第5期対策の初年度で2万6千協定から2千以上の減になって2万3,985というふうに令和2年度はなっているんですけれども、その後、その2年目の令和3年度のリバウンドとでもいうんでしょうか、市町村の働きかけなどにより、前年度から186協定増加していると。これにより、面積は1万2千ヘクタール増加、それから体制整備単価の面積も1万8千ヘクタール増加していると。交付面積は所得超過者の中核的リーダーの人数等を明確化したということで、前年度から4万2千ヘクタール減少しているということでございます。これにつきましては、通知改正のポイント、20ページにあるんですけれども、所得超過者の中核的リーダーの人数と役割を明記というところでございます。この制度は協定参加者のうち、都市部の労働者の平均所得を上回る所得超過の農業者は交付対象者にはなりません、この例外として、所得超過者であっても協定が行う基幹的活動の中核的役割を担うものとして、中核的リーダーに指定した場合は交付対象にすることができます。

この所得超過者の中核的リーダーにつきましては、これまで通知等で役割とか基準を明確化してなかったんですけれども、会計検査院からの指摘により、令和3年度に通知を改正して、そのリーダーの役割だとか人数と基準を明確化しました。これにより交付対象者が減少して、交付面積も減少したというふうに考えております。

なお、交付対象者から外れた所得超過者の農地につきましても、引き続き協定活動の対象としては維持されているということでございますので、このため冒頭の面積につきましても、協定面積ということで整理をしているということでございます。

17ページに移らせていただきます。令和3年度の集落協定数の増減の要因ということなんですけれども、令和3年度の集落協定数が171協定増加しております。この内訳としましては、右にありますように、協定の立上げと活動再開による新設が231ということでございます。減少は60あるんですけれども、そのうち統合協定が42、廃止協定が18というふうになっておりまして、総じて増加しているということでございます。

下の方は昨年度御説明したとおりでございますけれども、昨年の11月に御説明した資料をそのまま付けているんですけれども、令和1年度末で廃止した協定の理由を整理しています。先ほど申し上げましたとおり、高齢化、リーダーがいない、あと5ヘクタール未満が多いということ参考として付けているところでございます。

18ページでございますけれども、これは集落協定による交付金の配分割合の推移ということでございます。集落協定の交付金の配分割合につきましては、第3期対策までは共同取組活動の割合が高かったと、第4期対策から個人配分の割合が共同取組活動を逆転しました。これは21ページに制度の変遷を付けているんですけれども、第4期対策のところに受給上限の見直しというところがあるんですけれども、平成27年度に100万円から250万円に、令和元年度に250万円から500万円というふうに見直したと、この延長によるものと考えております。

なお、令和3年度につきましては、さらに共同取組活動の18ページに戻っていただきまして、減少しております。これは共同取組活動費から農業者が本来負担すべき自分自身の土地であるとか営農費用、そういうところに対する費用を充てないように通知を改正したということでございます。そのため、共同取組活動費の取扱いが慎重になって減少したものというふうに考えるところでございます。

これは、北海道で特に減少しておるんですけれども、北海道ではこれまで共同取組活動が60%前後で推移していたんですけれども、北海道においても個人配分との割合が逆転し

ているということでございます。

それから最後のページでございますけれども、面積規模の大きい協定では、交付金を地域の営農活動に幅広く活用しているというものでございまして、5ヘクタール未満では農道・水路管理費ということでございますが、中心なんですけれども、50ヘクタール以上の階層ではその他の割合が最も高くなっておりまして、その内訳は研修経費だとか地域の営農活動の経費とか、そういったことで幅広く活用されているというようなことが推測されるというふうに思っているところでございます。

20ページ、21ページにつきましては参考資料でございまして、22ページにつきましては第4期対策の最終評価の概要を参考までに付けさせていただいております。

以上が資料1の説明でございまして、続けて資料2の説明に入らせていただきます。

まず、おさらいになると思うんですけれども、中間年評価の体系と今後の評価スケジュールということでございます。これまでも御説明したとおりでございますけれども、現在、地方段階で評価とかアンケートの取りまとめ等を行っていただいているところでございます。来年2月末には都道府県の第三者委員会による評価を踏まえた評価書が私ども国に報告されてきますので、来年の8月末までに第三者委員会を開催して、評価を行うスケジュールということでございます。

令和6年8月末までに行う最終評価までの第三者委員会のスケジュールにつきましては、下の段にあるとおりでございます。次期対策はその制度当初から四半世紀となり、25年ということでございますので、これまでの課題や現状を踏まえて第5期対策の評価をしっかりと行って、議論をしていただく必要があると考えていますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料2-2でございますけれども、中間年評価における取組事例を収集しているところで、現状、その資料収集の目的だとか、集落による実践、期待する効果などを整理しております。また事例収集の対象テーマ、こんな形で事例を集めているということでございます。

この事例につきましては、人口減少とか高齢化により集落が脱退していく中で、地域の支援をうまく活用して、地域の農業とか集落を維持する活動をしている事例を収集して、自分たちの集落でもやってみようとか、一步踏み出してみようと思って活動につなげていただくということを目的として行っているものでございます。苦労した点や工夫した点、そのプロセスなんかもしっかりと把握していきたいと思っております。協定の連携だとか、

集落戦略による効果、それから加算措置による効果等々 4 つのテーマを現在収集しているということでございます。公表は今年の冬から来年の春に行われる集落の話し合いにも活用していただきたいので、来年の 1 月ぐらいには公表をしたいなと考えているところでございます。

以上が、議題 2 の第 5 期対策の中間年評価と今後のスケジュールについてということでございます。

それから最後に、参考までに令和 5 年度の予算の概算要求につきまして簡単に御説明させていただきます。

まず、日本型直接支払でございますけれども、概算要求 786 億 5 千万ということでございまして、そのうち上からいくと環境直接支払交付金が 28 億、それから多面的機能支払交付金が 493 億、中山間地域等直接支払交付金が 265 億ということで要求させていただいております。

次のページが多面的機能支払交付金の P R 版でございます。それから中山間地域等直接支払交付金 265 億でございますけれども、今年は特に制度の拡充は要求していないということでございまして、増額要求をしているだけということになっております。

それから少しちょっと飛ばさせていただきまして、何枚かいて、8 ページの最適土地利用総合対策でございますけれども、これは令和 3 年度から最適土地利用対策をやっているんですけれども、ちょっと使いづらいという声も現場で聞かれましたので、仕組みを大幅に見直して、土地利用構想の作成、ラフな作成の段階から支援していきますよとか、それから基盤整備による荒廃農地の解消とか、それから粗放的利用の取組というのが基本的なメニューだったんですけれども、それにそのほかの農地利用、保全等に必要な事業メニューを地域の実情に応じて取り組めるようにメニュー化して、一体として取り組めるような要求をしているということでございます。

それから 9 ページ、次のページでございますけれども、農村 RMO の形成推進事業、中山間地農村推進対策でございます。これはデジタル田園都市国家構想の基本方針で、デジ活中山間地域というものが位置づけられておりまして、これを後押しするための予算で、中山間地農業推進対策の中で元気な地域創出モデル支援というようなメニューがあるんですけれども、そこをデジタルを使う場合には上限 1 千万にするとか、あと上限 3 年にするとか、そういった要求をしているところでございます。その受け手というかその担い手というのは農村 RMO であってほしいということで、次のページにありますように、農村 R

MOの中にもデジタルの要素を組み入れた要求をしているということでございます。

以上、令和5年度概算要求の説明でございました。以上でございます。どうもありがとうございます。

○**図司委員長** ありがとうございます。事務局の方から資料の説明を頂きました。

それでは、おおむね1時間弱でしょうか、時間を確保いただいておりますので、これから質疑に入ってまいりたいと思います。質疑に関しては、先ほど申し上げましたけれども、議事の順番で進めていきたいと思います。一番最初の議事が中心の議論になろうかと思えます。意見、御質問ある方は手を挙げていただいて、橋口先生は挙手のボタンを押していただければ、こちらからお声掛けをさせていただきますので、マイクで御発言を頂ければというふうに思います。

それでは、まず、議事1番、令和3年度の実施状況及び中山間地域等直接支払制度をめぐる事情、資料1-1、1-2に関するところで委員の皆さんから御質問、御意見を頂ければと思います。いかがでしょうか。

○**榊田委員** ありがとうございます。

まずちょっと質問だけさせていただきます。資料1-1の14ページの加算の実施割合のところですけども、生産性向上加算が増加したという記述があるんですが、具体的に内訳というのは出てるんでしょうか。ブランド化を進めるところが急に増えたとかいうのは余り現場感覚ではないよなとか思って、ちょっと伺いたいんですが。

○**地域振興課長補佐（直接支払企画班）** 井上です。よろしくお願いいたします。

内訳というのはそれぞれが定量的な目標を立てて生産性を向上するような活動をしてもらう、先ほど言われたブランド化であったり省力化であったりとか、そういった活動をするためにこの加算を使っていただくんですけども、令和3年度は2年度目ということで、1年度目は話合いがまとまらなかったり、目標をうまく設定できなかったりしたんだけど、2年度目はちゃんと話合いがまとまってようやくスタートできたというようなところもあるのかなと思っています。内訳自体については、すみません、よく把握しておりませんが、増加した要因はそういうことだと思っています。

○**図司委員長** 榊田委員、よろしいですか。もし何か追加ありましたら。

○**榊田委員** 内訳が分からなければ。ありがとうございます。

○**図司委員長** ありがとうございます。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。飯國委員、お願いします。

○飯國委員

資料１－２のところで、林地化の計画が1.5ヘクタール、実績が0.7ヘクタールという数字がこの資料にあるかと思うんですけど、それに対して13ページのところなんかで、農業生産活動等として取り組むべきという項目の中に、林地化というところが69件、右から５番目のところの限界的農地の林地化が122件、ほかのグラフの数値から比べるとうんと小さいですけど、0.7という実績に比較すれば結構あるじゃんという気がして見えています。

もう一つ気になるのは、次のページの図の真ん中の多面的機能を増進する活動というところがありますが、１番目の一番大きい数字①のところ、これも周辺林地の下草刈なんですね。これ林地との一体化というのをかなり意識して集落の方が活動されているんですが、その割には林地そのものに関しては、なかなか手が入らない状況があるようにも見えます。

ここでお聞きしたいことの１つ目は、この林地化が統計的に意外に出てきたなというふうに思ってるんですけども、これが本当に動くという感触がおありかどうかです。いや、やってみないと分からんと思うんですけど、そういうところをお聞かせいただければなと思いました。

あとは、林地との一体管理みたいなことについて、もしアイデアをお持ちだったらお聞かせいただきたい。

以上です。

○地域振興課長 林地化につきましては、先ほど説明資料の中で来年度の概算要求の資料でも最適土地利用総合対策というのを御説明させていただいたんですが、これは室長から御説明したように、令和３年度から新しく始めたものなんですが、実はこの中で計画的な植林というのが図の右下にあるんですが、これは今年度から拡充しました。それまではやっぱり林地化というのは、何となくタブーな部分が我々にはありましたが、やはり中山間地域の実情を見るとここは避けて通れないので、計画的な植林という言い方をしながら進めてくださいということをはじめたところです。

前回の第三者委員会でも、中山間直接支払の中でそういうことをやってもいいんだという話、ただその中で、林地化をでかくやるというのは難しいという御意見もあり、令和４年度の概算要求、４年度のこの予算の中、この交付金事業の中で林地化にも取り組めるよということで、整理をしてできるようにしたということなので、これから少しずつ浸透していくんじゃないかなというふうに思っています。

最適土地利用総合対策という形で打ち出したんですが、来年、今は総合がない形で最適

土地利用対策といってます。総合と付けたのは、もっといろんなことがメニューで柔軟にできるようにしようという我々の思いが入っていると思っていただければと思います。今、正に林業事業対策というのも、そのいわゆるはしりとして始まったものではあるので、これでもって結構地域からもニーズは我々聞きます。やりたい、最適土地利用対策でやりたい。ただちょっと使いにくい部分が制度上ありまして、なかなか制約もいろいろあったりとかして、例えば土地利用計画図を初年度に作らなきゃ駄目ですとか、そういうのは多分無理でしょうとかいうのがあって、それで今回ステップ1、ステップ2のような仕掛けにしていったりとか、ちょっといろいろ工夫はしております。なので、そういった意味では、どんどん浸透してくれるのかなというふうには思っております。

○農村政策部長 一応補足的に申し上げますと、林地にしてしまうとそこは農地ではなくなりますので、当然ながら農地転用の手続をしていただいた上で林地にしていくということもあります。やはりそこに踏み切るということを、地域でしっかりと合意をして話し合った上で合意をして取り組んでいく必要は当然それはあると思います。なので、我々先生方の中でも御参画いただきましたけれども、今年の4月に取りまとめをしました、一昨年から2年間長期的な土地利用の検討会というのをやらせていただいた中でも、どうしても手がかけられない。今までと同じように農業生産ができない。何とか農地としては保全しておきたいけれども、それもままならない。というお声は中山間地域を中心にたくさん出てきている中で、林地化ということも選択肢の1つとして、これからは増えてはくると思うんですけど、やはりそこはしっかり議論しないと、そこに踏み出すのは難しいのかなというふうには見ているところです。

○図司委員長 どうぞ。

○飯國委員 ちょうど最適土地利用対策のお話もどこがネックでどう対策されたかをお聞きしたかったところでした。この事業が林業側からあまり評価が高くないという話があって、それは何でやと聞いたら、又聞きですよ、1つは転用がややこしい。もう一つは、規模が小さい。これ多分いわゆる針葉樹なんかの林業を意識してるんだと思うんです。最後は、道がついてない。搬出ができないということだと思うんですけど、そんな話が出てきます。

ですので、どんな森にするかという問題はもう一つあると思いますけれども、林業側の目線から見て、もう一回見直すということもあってもいいのかなというふうに思いました。以上です。

○**図司委員長** 今のよろしいですか。

あわせて、私から1つ質問になるんですけども。先ほどの転用のお話が絡んでくると、やはりビジョンは地域ぐるみというか集落なりのベースで作るにしても、農業委員会だったりとか、自治体であるとか関係部署との関係性というのが非常に大事になってくると思うんですが、そこはこの事業、この総合対策が形になったときに、どういう枠組みを現場の方はしてくるような形になりますか。

○**地域振興課長** ちょっとそれも目下検討中なんですね、概算要求の中で。ただ、ざくつとした言い方をすると、できるだけワンストップにしたいと思っています。それで、これやろうとすると本当にいろんな部局に及んじゃうんです。例えば鳥獣害対策もやりたい、使いたいになるんですけど、できるだけ1つの部署で県を通じて農政局も1つの部署で受けつつ、ただこういうのが来たからこっちというふうに相談ができるような、そういう効率的な、中山間地も役場もそんなに人たくさんいないので、そこにユーザーフレンドリーにどうやってなれるかというのを今正に議論していきまして、そういった制度になればなと今やってるところです。

○**図司委員長** ありがとうございます。ちょっとイメージが湧きました。

○**地域振興課長** それと農地転用に関しましては、今年の4月に農村漁村活性化法の改正を行いまして、その中で農地保全事業を位置づけました。今まで活性化法による活性化計画というのはどちらかというと交流施設とか加工施設を整備するのを目的に活性化計画を作ってくださいという法律の建前になっていました。今回初めてそこに農地保全事業というものを書き込めるようにしました。作るのは市町村になりますが、そこを提案するのは例えば農家組織が提案してもいいということにしております。その中で、例えばまとめて転用、例えば放牧だとか林地化のために転用したいということも出てくると思うので、活性化計画の中で市町村なり知事はその転用の要件がちゃんとなっているかどうかというのを確認できるような、それもワンストップというか、という格好にして、活性化計画の中で確認できれば、転用手続については活性化計画の中で処理できます。というようなことをも、今回の法律の中にインボルブさせていただいているということです。

○**図司委員長** ありがとうございます。

関連してでも構いませんし、別の話題に飛んでも構いません、いかがでしょうか。橋口先生、もし何かありましたら先にお話しいただいても構いませんが、いかがですか。もうちょっと後の方がよろしいですか。こちらの委員の皆さんがもし御発言ありま

したらどうぞお願いいたします。では、原委員、お願いします。

○原委員 こちらの資料1－2の12ページのところに「集落マスタープランの内容」として内訳区分があります。この下のグラフが、集落が抱えている課題とコインの裏表の関係にあるんじゃないかなと思って拝見しています。その中でも「⑧消費・出資の呼び込み」という項目がありますが、先ほどの事例集や林地化にも関係してくる話ですが、要は集落内に閉じこもらずに、一步踏み出してやってみたいけれども、なかなかできないといった課題など、具体的に浮き彫りになってきたことはありましたか。それとも、現状は、このアンケートをまとめているのみでしょうか。要はもっとかみ砕いて言うと、課題としてはどういうことがあるのかということですが、地場農産物等の加工・販売って、どこか外に一步踏み出していかないと成り立たないんだと思うんですね。この踏み出すという点がニーズではないかと感じていますので、これから事例収集の過程でまとめられるとよいと感じています。

○中山間地域・日本型直接支払室長 この集落マスタープランというのはあくまでもプランということでございますので目標として、これからこの事例収集のテーマに乗ってくるのかどうなのかということなんですけれども、その中で例えば消費・出資の呼び込みというのがあぶり出されるかもという形です。

○原委員 「⑦地場産農産物等の加工・販売」という項目も隣にあります。何か一ひねりして、ブランディングのような面白いことをやっているかもしれない。

○地域振興課長補佐（直接支払企画班） 事例収集でいえば、例えば加算措置による効果というものも今回把握します。それは、例えば先ほどの生産性向上加算とかそういうような取組もありますし、集落機能強化加算のような都市住民との交流をするようなものもあります。生産性向上加算でいえばブランド化とか省力化ということも事例を収集していこうと思っています。集落マスタープランは集落協定を締結するときに、10～15年後の集落のどういう将来像を描くかということで、必ずこれは位置づけてもらわないといけないものなんですけれども、それと例えば先ほどの加算とかそういうのがうまく位置づけられて、関連できているかどうかというところまでは我々見ていないんですけれども、意欲ある集落なんかはそういう取組を積極的にしているの、先ほどの協定規模の大きいところは加算に積極的なので、そういうところはあるんじゃないかなと思っています。

○図司委員長 原委員、よろしいですか。

○原委員 結構です、ひとまず。

○**図司委員長** ありがとうございます。関連してもいいし、ほかの場合でも。竹田委員、どうぞ。

○**竹田委員** 13ページのところで、今の議論にも関わるかもしれないんですけども、面積規模の大きな協定では、多様な人材を活かした活動が可能なんではないかという御説明をいただいたと思います。この面積で整理をしていくとともに、人材の多様性みたいなところでの整理というのが今までのデータとか協定に参画するときの協定書とかそういうので、どのぐらい見えるものなのかなと思っています。新たにアンケートを掛けるというよりは、今まで書類を出していただいたものの中で、どのぐらい多様な人材が入ってきているのかが見えるかどうかというところをどんなふうに考えたらいいんでしょうか。

○**中山間地域・日本型直接支払室長** 集落協定の中に農業者以外の方がどのぐらい入っているかという部分になるんでしょうかね。あとは本当にアンケートで聞かないと分からない。

○**竹田委員** 例えば男女とか年齢とか、農業への関わりとか。

○**中山間地域・日本型直接支払室長** それは分かります。協定のデータベースで分かります。

○**竹田委員** あとは地域の役員とか何かそういう辺りとかは特には。

○**中山間地域・日本型直接支払室長** そこまでは出てこないですね。

○**竹田委員** 分かりました。何かそういった人材に着目した整理というのも、これから少し興味深くなってくるのかなという気もしました。

○**中山間地域・日本型直接支払室長** 例えばですけど、昨年この委員会でも話題になって今年から始めている農村RMOの推進というのは、正直私も例えばこれまで合併とか広域化も強力にやりましょうということでやってきたんですけど、もうそれにちょっと限界を感じていまして、5ヘクタール未満の小さな集落にそれを言っても無理だろうということなので、それを緩やかな統合というふうにやりましょうと。だから、農村RMOの地域づくり協議会を作ってもらって、そこで中山間地直払の事務なんかも委託してやっていく、実際そういう農村RMOも出てきていますので、そこに誘導しようとしております。今のところは中山間直払でそういう集落機能を、こう言っているのかどうか、私の個人的な考えとして聞いていただければと思うんですけども、集落機能を強化するということに限界が出てきているんじゃないかなと思っています。例えば50ヘクタールとか、広域化しているところはもう中山間直払の効果として出ているというふうに、これまでの成果として

出ていると思います。これから先は、取り残されたようなところを、この直払でさらに集落機能を強化させるというのがどうなのかなというところまできているんじゃないか。そういう意味で、おそらく広域化したところは多様な人材が出てくると思うんですけども、むしろそうじゃない、取り残されたところというのを強化をやっていくということじゃないかなと思っています。

○**図司委員長** ほかに。どうぞ。では、飯國さんにいきましょう。その後、星野先生。

○**飯國委員** 大きくなるというのも実質的に機能しながら大きくなる場合と、もうやれなくなって集まるというケースがあると思うんですね。そこは同じ規模で測っちゃうと何か誤解があるなという気がしています。じゃあどうするのかって、今お話があった年齢のデータがあれば、もうやれなくなったところが集まった場合は相当高い年齢層の人たちが構成している。そうでない場合は、もう少し若い人たちがいるという構成に変わってくると思うんですね。そこを何かの指標で切り分けて、その集落の協定の中身、活動がどう違うかというふうに切り分けていけば、その違いが峻別できて、より具体的な分析できるんじゃないかなというふうに思いました。

○**中山間地域・日本型直接支払室長** そういう分析もできるかもしれないけど、それがうちのデータでできるのかどうか、どのくらいの手間が掛かるかというところがあります。大きな協定がどういう状況であるかというのも1つの視点というか分析の視点かもしれないので、今の論点に関しては検討させていただければと思います。

○**図司委員長** ありがとうございます。私もちょっと関連してですが、おそらく面積ベースで見えない部分は頭数（あたmacaz）ベースで見る方が、我々も集落に入ってるときの組織の置き方というか、人数ベースの肌感覚があったりします。多分そういう部分が見えた方が、おそらく加算措置も集落機能強化加算みたいなのが頭数ベースで見た方が、どういうふうに使われているのかとかそういうことが見えやすいかなと思います。先ほど竹田委員が言われた話に重なりますけれども、頭数で、可能であればその内訳が見えるようなものを少し御準備いただきながら、また議論のたたき台に乗せていただけるとよろしいかなというふうに思います。

○**原委員** 一点よろしいでしょうか。お話のような、統計的なデータをもうちょっと細かくすることで見えてくるものがあるというのは点はあるかもしれないと思いますが、一方で、人に焦点をもっと当てるよう分析を何とか事例の方で見たいなと、引っ張ってほしいなと思っています。おそらく実態としては、個人差が大きくて、意欲、能力や人・地域を

巻き込む力などが異なっている。そこを事例の方で明らかにする、統計に表れないところを浮き彫りにしてもらいたいなと思いました。

○**図司委員長** その組合せ方をうまく見せていくという感じなのかもしれませんね。はい、ありがとうございます。

では、星野委員、お待たせしました。どうぞ、先に。

○**地域振興課長補佐（直接支払企画班）** 先ほどの人数なり年齢の構成のところなんです、今回の資料には付けていないんですけれども、昨年の11月の第三者委員会のときの資料には参加人数が少ない小規模な協定ほど基礎単価の割合が高いとか、人数5人未満の小規模協定は75歳以上が半数を占め、75歳以上の割合が高く、基礎単価にしか取り組んでいないとか、そういう分析はしているところです。

もう一点、原委員が言われた人に焦点を当てたところというところで、事例収集では結局頑張ってる集落には誰かキーマンがいるはずだと。そのキーマンが、それは集落の人かもしれないし、役場の職員かもしれない。誰か分からないんですけども、そのキーマンがいて、どういう苦勞をしたのか、どんな汗をかいたのか、どうやって課題を克服したのかというのをちゃんと把握しないと、みんなが一步を踏み出してみよう、ちょっと参考にしてみようという気にならないという考えの下に事例収集をしております。期待に添えるものになるかどうか分かりませんが、正におっしゃったような視点で取組を進めているところです。

○**図司委員長** 補足ありがとうございました。

それでは、星野委員。

○**星野委員** 少し違う方向に展開させていただきたいと思います。今回のこの報告では、施策の対象である協定集落を中心に実態を明らかにしていただいておりますけれども、それを支援していく側の仕組みといいますか、それぞれ適正な事業の実施に当たって努力されていると思うんですね。そちらサイドの情報が欲しいと思います。どういうふうに頑張っていて、そこから何が出てきたか、それに対して何か共有できるものがあれば何か、プラスアルファで前に進んでいくことができるような気もしますので、支援サイドの方の実態も少し整理できる範囲で出していただけると有り難いと思います。

○**図司委員長** 先にじゃあ榎田委員に頂いてから。

○**榎田委員** 私もしつこいように申し訳ないんですが、こういうデータがあったらうれしいということで申し上げます。所得超過者問題なんです、会計検査院も入ったというこ

とで、中核リーダーを明確化ということがあったということなんですけれども、どれぐらい、この所得超過者で実際に集落協定の中の中核的なリーダーになっている人がいるのかというデータがあるとうれしいなと思うんですね。前は超えてなかったけれども、だんだん大きくなって所得が超えちゃったという、中心になってやっていて、今年は超過したけど、去年は超過してなかったみたいな。実はこれ、会計検査院が入ったのでしょうがないと言われるかもしれないんですけど、すごく微妙なというか、やっている方としては微妙なんですよ。自治体職員も毎年、毎年みんなの所得をちゃんと確認しないといけないという煩雑な仕事にも追われていて、なくなったらすごい楽という話も職員からも聞いているので。取りあえずどのぐらい中核リーダーの中で、所得超過者がいるものなのか、ちょっと知りたいなというふうに思うんですが、そういうデータというのはいないですかね。

○中山間地域・日本型直接支払室長 今持ち合わせてないので、改めてメールなりで送らせていただければと思います。

○榊田委員 出るんですね。ありがとうございます。

○図司委員長 あと、先ほどの星野委員からの発言について、もしありましたら。

○中山間地域・日本型直接支払室長 集落を支援していくための仕組みということで、これは農村RMOの推進にも大きく絡むことだと思っていまして、以前多分説明して覚えていらっしゃるかどうかあれなんですけど、全国レベルのプラットフォームを作って、それからそこで県レベルの伴走支援体制で支えましょう。県レベルで地域の取組を支えましょうというような仕組みでやっているんですけど、やはり県の人たちと意見交換すると、さはさりながら、やっぱり例えば市町村の公共事業だとか、あと県も例えばある県では県域レベルで伴走支援やったってしょうがねえんだと、県庁がいくら頑張ったってしょうがねえんだということで、ブロックに分けて、県内の地域振興局とか何とか局とか県民局だとか、そういうブロックで6ブロックごとに支援体制を築いてるとかというのがございます。その資料は、農村RMOのときの委員会とかがありますので、これはまた共有させていただければと思います。

○星野委員 支援の知恵が共有できるといいなと思うんですね。それぞれの知恵の有効性は普遍的ではないかもしれないけれども、ローカルな範囲に限定されるかもしれないけれども、そういった知識というのが担当者だけじゃなくて、ほかの人にも広がるといいなというふうに思います。

○地域振興課長補佐（直接支払企画班） 今、中間年評価を実施しておりますけれども、

そこで市町村の中間年評価の中の自己評価で、市町村が協定に対してどういう支援をしているのか、例えば協定の統合とか広域化に対してどういうアプローチをしているのかとか、あと取組を実施していない集落や、やめた集落に対してどういうふうに関わりかけをしているのかとか、あとどう関係機関と一緒に連携してこの制度を推進しているかというようなことを市町村に聞くことにしています。またこの結果については、御報告したいと思います。

○**図司委員長** ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ほかいかがでしょうか。橋口委員、もし御発言ありましたら、いかがでしょうか。

○**橋口委員** いや、大丈夫です。どうもありがとうございます。

○**図司委員長** 分かりました。では、もう少しこちらで、また手を挙げてください。こちらの方でいかがでしょうか。

ちょっと私から質問なんですが、加算措置ですね。これまで様々な形で取組が積み上がってきているんですが、今日の資料でいうと1-1の14ページ辺りでしょうかね。ここでは協定の規模で眺めているので、そういう意味でやはり生産性向上加算は、規模の経済といますかね、規模に付随して大規模なところほど取り組んできているというのは腑に落ちる。一方で、先ほどちょっと申し上げましたけれども、集落機能強化加算みたいな話はなかなかこういうところには出にくいということもありますし、そもそもやはりなかなか数が上がってこない。広域化は先ほども御説明ありましたが、なかなか実績が上がりにくくなっているということで、やはり加算措置になじむものとなじみにくいようなものがあるなど。先ほどの農村RMOの話ともやはり絡んでくることを考えると、やはり加算措置とはちょっと別の手だてというんでしょうか。つなぎ方みたいなことをやはり考えないと、特にソフト面ですね、考えないといけないのかなと。やはり集落ベースだと小規模なので、先ほど委員からもお話ありましたが、活力が落ちてるときに新しいことにチャレンジするというのは難しいところもあるので、そういうことを感じました。

そういう意味では、今日出てきた中で興味深かったのは、共同取組活動費の割合の議論が18ページとかに出てきていて、やはりこの制度が始まったときから私もずっと現場に当たっていると、初期の頃はかなり共同取組活動費をたくさんうまく活用して、元気にやっていたというような機運がかなり高かった。そういう意味では前向きな、皆さん若かったというのも当然あると思うんですけど、チャレンジがかなり各地で生まれていたということを見ると、やはり起爆剤はこちらの方に結構チャンスというか、考えるべきところあ

るかなという気がするんですね。様々なこれまでの背景もあって、個人配分の方にどうしても比重が当たってきているということは、これは致し方ないところもあるかと思うんですけれども。ただ、今日頂いた1－2の資料の共同取組活動費の割合が島根県がかなり高かったんですね。5割以上共同取組をやられていて、しかも加算措置の集落機能強化加算が100協定で断トツに多かったと思います。島根の現場を見ていると、やはり小さな自治の話だったり、地域運営組織みたいな話を各所でチャレンジ、県も含めてチャレンジされているので、やはりそういうものが結構こういうところに出ているかなということも、肌感覚の話にはなりますが、思うところもあって。

ですので、RMOを立ち上げていくというときに、やはりこの共同取組活動の機運を少しずつ向けていくとか、何かそういう、この制度の中でやれることと、あと外側の話も当然あると思うんですが、何かそこをやはりうまく組み合わせていくような発想がやっぱり大事かなということを改めて思ったところです。もしかしたらこの辺は次期対策とか、その辺に向けての投げかけにもなろうかなと思うんですが、ちょっと私なりにこの辺がずっと気になりながら見ていたもんですから、もし事務局の方で肌感覚でお感じになっていることがあったら御紹介いただければと思います。

○中山間地域・日本型直接支払室長 先生御指摘のとおり、肌感覚とおっしゃられると正にそのとおりだと思います。例えば集落機能強化加算でも、本当に規模が大きいところは望みどおりの使い方をしてきているということなんです。一方で農地を集めても規模が大きくならないようなところもあったりして、そういうところではなかなか集落機能強化加算が使えないとかいうようなことです。これもこの委員会の議題になってくると思うんですけれども、今後の検討課題に、今先生おっしゃったようなことですね、加算だとか共同取組活動の在り方についても、検討課題になってくると思っております。

○図司委員長 星野委員、どうぞ。

○星野委員 正に支援の違いだろうと思うんですね。島根県がそれだけ高い活用といいですか、加算をうまく活用しているというのは、ほかに何が違うかという、その県の取組体制にあります。熱意というような抽象的なものかもしれませんし、もっと具体的なノウハウがあるかもしれませんけれども、そこら辺は非常に大きな役割を果たしているんじゃないかなというふうに思います。

○図司委員長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか、委員の皆さん方から。まだ時間はございますので、遠慮は

していただかなくて大丈夫かと思います。どうぞ、課長から。

○地域振興課長 要らんこと言うかもしれませんが、私も島根県の西部の市町村に出向していたことがあるので、それからいうと、正に島根は、特に西部は石見地方といいまして、全国の過疎発祥の地でもあり、みんな自分たちがどうやって生き残るかということに対しての知恵をものすごくたくさん持っているところだなというふうに思います。なので、まちづくり協議会、まちづくり委員会という仕掛けがすごく早くから始まっていて、私が10年前に出向したんですけど、もうその頃から既にありました。あと島根定住財団というのをいち早く立ち上げて、そこから何と半農半Xに対してまで研修費を出しちゃうという支援まで島根県は全国で唯一やっているのです、地域外からの人口を呼ぶ制度の充実をしているというところかと思います。僕らやっぱりそういうのを、隣の岩下室長も高知県に出向していた、国の支局でしたけど。その隣の井上は広島の新石高原の出身ですから、正に中山間トリオでやってます。そういった意味で、あの辺の考え方、ものの考え方というのは非常に参考になりますし、それをやっぱり制度化していくというのが、今回の農村RMOの立上げにもなっているのかなとも思っています。それを今度、中山間直払とどういうふうに分担してやっていくかというのも、議論が必要だとも思っています。

○図司委員長 ありがとうございます。委員の皆さんからどうでしょうか。

どうぞ。

○原委員 すみません、私も実は鳥取でして、島根県大田市の方とはすごく古い付き合いで、世界遺産等でもお話伺ったことがあります。歳に関係なく、地域にあんな大がかりな仕掛けを作るのは、やっぱりこのような方も一緒に取り組んだからできたことだと思います。なので、統計に表れない人となりや意欲、外の力をどれだけ引っ張り込むか。その辺が浮き彫りになるといいなと思ひまして、先ほど事例のことをお願いしたいなと思ひました。制度については、農地の維持から地域の維持へ、地域をリードする人を支える制度であるべきと思います。

○地域振興課長 この間テレビでしていました。

○原委員 そうですか、あれでも売り込んでるかもしれないですね。

○図司委員長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

私からいいですか、もう一点なんです、加算措置に関して、1－1の15ページ、棚田の加算ですね。今回新しく入ってきて、少しずつ伸びてきているというところもあるん

です。ただ、私も仲間と現場をまわっていて、棚田サミットもずっと続けてきてるんだけど、サミット参加者の高齢化が結構著しいという話とか聞いています。逆に、田園回帰の話もそうですけど、若い人たちがそういうところに入ってきているところがあるので、棚田の振興の対象地域の状況が二極化してきているんじゃないかみたいな話をちょうど仲間と議論をしたところでもありまして。そういう意味で、棚田加算の数が伸びてきているのは望ましいと思いつつも、想定としてもうちちょっと出てきそうなものか、なかなか事務局の方が御覧になっていて思うほど出てきていないなということなのか。これも肌感覚でいいと思うので、この加算の今後の可能性みたいなところを見たときに、実際取り組んでもらえているかどうかというところですね、どんなふうに御覧になっているか。なかなかそこも質的な話なので表に出しにくいところあるかもしれません。もしありましたらお聞かせいただけますか。

○地域振興課長 棚田法というのが令和元年にできたんですね。これができて、その令和2年に棚田加算というのができたんですけど、今年から超急傾斜棚田加算と新しい単価設定ができました。それで、棚田地域というのが実は全国で700地域指定されています。これが実はなかなかずっと出てきまして、旧々市町村単位ぐらいで指定していくんですけど、メリット感が極めてあります。それはなぜかという、まず中山間直払とかの対象なるには地域振興8法指定なんですけど、棚田法が入ったことで9法指定になった、つまり8法に入ってなくて、棚田法に指定されている地域がどれだけあるかというのをちょっと調べてみたら、700地域のうち2割が8法じゃないところだった。ということは、そこは中山間直払の対象にもなるし、公共事業の補助率がかさ上げられて50%が55%になるので、そういう意味ですごく出てきています。

それから、棚田加算を受けるには棚田活動計画というのを作る必要があるんですけど、これも今160ぐらいまで増えていまして、ちょっとずつまだまだ出てくるので、まだまだポテンシャルはあるのかなというふうには思っています。

一方、図司先生がおっしゃった外からの人の呼び込みという面でいくと、棚田加算を受けるには一応3つの目標を立てることになっており、農地保全、地域振興などの3つの目標があります。おそらく、それをハードルに感じて取り組まないという人たちもいるかもしれないんですが、そんなにハードルが高い目標設定を強いているわけではないと我々は思っているんで、そこはもう少ししっかりPRをして、誘っていけば出てくるのかなというふうには思っています。ただちょっと予算面との関係があるので、我々も痛しかゆしの

ところはあるんですけど、ただ、勢いはまだあるだろうなど。

あと、今年の3月につなぐ棚田遺産というのを認定、ポスト棚田百選というのをやりました。平成11年に棚田百選というのをやったんですけど、20年経って棚田法もできたので、ポスト棚田百選で名前を「つなぐ棚田遺産」として、全国から募集したら、市町村推薦で271認定させてもらいました。元祖、棚田百選が134だったんですけど、その倍出てきたということで。その中身を調べてみたら、そこに協力隊が関わっているのが何と60地域あったんです。これ僕ら全部捕捉しきれていない部分もあるんですけど、調べた限りではそれだけあったので、棚田と若者というのは、非常に親和性があるなと思ってます。

○図司委員長 ありがとうございます。今のお話でも、やはり計画に関しても入りやすい、間口を広げて、関わってもらうことで支援体制に結びつけていくというような、そこは多分いろんなところに大事な形とお伺いしました。ありがとうございます。

といいながら時間が大分きておりますが、資料2、資料3ですね。橋口先生、どうぞ。

○橋口委員 すみません、今の御説明あったことと関係するかと思って発言させていただきます。ちょっと細部が聞き取りにくい部分もありましたので、的外れでしたら申し訳ありませんが、今の御説明ですと、棚田地域振興活動加算によってこれだけ広がりがある。そのうちの何割、2割とおっしゃいましたでしょうか、8法の指定地域外だというような御説明だったかと思います。そのような御説明だったでしょうか。

○地域振興課長 指定棚田地域という法律に基づく棚田地域が700で、そのうちの2割が8法以外ということです。

○橋口委員 承知しました。この制度が始まった当初の全体の設計としては、確かに8法指定以外のところでの傾斜地があって、そういうところをもし対象にしたいのであれば、県レベルでの特認によって指定することも可能だと。ただ、それでは余り無制限に広がるといけないので、上限がありますよというような、そういった制度の仕組みで一番当初スタートしたと思うんですけども。そうすると、これまではやっぱり県レベルでの特認で8法以外の傾斜地は、実際には、この協定といいましょうか、中山間直払の交付金が支払われていなかったというそういう認識でよろしいでしょうか。

○中山間地域・日本型直接支払室長 すみません、これもちょっと本当に感覚的な答えになって申し訳ないんですけども、典型例でいうと、大阪府の棚田とか、あと九州でも鳥栖インターのところに棚田があって、その町長さんもすごく喜んでいました。特認は8法に隣接しているとか、つながりがなきゃいけないとかというのがあるので、そうじゃな

いところというのが結構あったんじゃないかなと思うので。それからあと、特認はやっばりあくまでも首長さん、県知事、市町村長の裁量になりますので、そういったところあると思います。

○橋口委員 はい、分かりました、どうもありがとうございました。

○図司委員長 ありがとうございました。大事なところを御指摘いただきました。

それでは、全体に広げて、議事2、議事3、中間年評価あるいは令和5年度の予算概算要求に関するところも含めて、既にいろいろ議論入っていますけれども、御質問や御意見などありましたら、全体を通していただこうと思います。いかがでしょうか。言い残したこともありましたら、併せていただきたいと思います。どうぞ、飯國委員。

○飯國委員 ちょっとずれちゃうかもしれませんが、中山間の農地を残そうと思うと獣害問題というのはすごく大きいと思います。もちろんフェンスを作ったりとか共同取組でされているし、多分ここ以外にもいろんなお金が入っていると思うんですが、そんな中で気になっているのが、駆除をする主体、猟友会ですよね。猟友会自体、私はよく分からなくて、調べてみたら旧学校区ぐらい。私が調べたところですよ、うちの学生と。旧学校区ぐらいでどうも1つの単位になっていたんですけれども、ただ、その猟友会は外の人を受けたり受けなかったり、オープンだったりなかったりというのがあって、それで一方では着実に高齢化が進んでいる。だから、フェンスも確かに大事なんだけど、捕る人を組織としてどういうふうに認識して、そこにどういうふうに新しい人たちを入れていくかというところは、中山間の農地を守るときに、とても大事な話じゃないかと思うんです。その実態分析を調べてみたんですが、少なくとも見つけることができなくて、もしそういう実態分析を御存じあれば教えていただきたい、それが1つ。

もう一つは、かなりクローズなので、どんどん今研修でわなの資格を取る人が増えていると思うんですけれども、そこに多分入れないと、縄張が結構あるので入れないんですよね。そこをどうやって突破するかというところも1つ大きな問題で。猟友会加算みたいな、そのエリアで管理をしている人たちを巻き込んで、新しい人を入れてもらうような形に組織をするような働きかけができたらいいなというふうに今思っています。

○農村政策部長 委員、御質問ありがとうございます。

詳細は後ほど資料を別途お送りしますが、農村政策部の中には鳥獣対策・農村環境課という課がございます。農村振興局で正に地域農業、農村を守る中の大きな課題として、鳥獣対策に取り組むようになったのはまだ数年、10年経っていない。もともと生産部局の方

にあったんですけれども、農村振興局に持ってきたのは平成27年度だったと思うので、この10年ぐらいですが。全国的な課題として、予算もこの中山間地域対策等々とは全く別に、鳥獣対策交付金というのが今年度で100億ぐらい、来年度の要求も120億ぐらい今しているところです。

当然ながら我々だけではなくて、環境省さんと常時連携をしながらやっておりまして、その猟友会さんともかなり密に意見交換などもしながら施策をやっています。

鳥獣対策も特措法という法律もありまして、去年改正をしているんですけれども。今までは市町村単位の出組中心でしたけれども、その鳥獣も広域化しているというか、もっと広いところで連携して対処しないと、捕えても捕えてもいたちごっこみたいな関係で、なかなか農地への被害も減らないということなので、例えば広域連携をもっとやっていくとか、あと猟友会さんの活動自体も、正に先生がおっしゃったように、もっと広がっていくようなことを我々の方でも後押しするといったような、そういう観念の施策はどんどん入れております。これからは、もう少しよくなっていくのかなというふうに思っています。

全体的な感じはそういうところなので、詳細はまた後で準備したいと思います。

○飯國委員 この中山間対策のときに地域が組織をしていますので、そこそその地域を組織している猟友会の最小単位がうまく連携できないかなと、そのところが一番歯がゆい思いをしています。

○図司委員長 ありがとうございます。

もう少しいけそうですが、いかがでしょうか。星野委員、どうぞ。

○星野委員 資料の1番目の21ページに、中山間地域等直接支払制度の20年間の変遷ということで、非常に分かりやすく整理をしていただいて、とても勉強になるなと思ったんです。

改めてこの図を見ながら思ったのは、本事業、直接的な目的といいますか耕作放棄地の対策であったり、多面機能の維持なりといった面では大変高い評価をアンケート上でもずっと提示をしていっている。その意味では短期的には非常に連戦連勝といいますか、効果ありということだと思います。

他方、この図を見てみて、やっぱり一番最初に第2期目以降ですかね、体制整備単価を導入して、長期的にこれを維持できる体制を作っていきたいという課題に関しては、ずっと每期每期出しているんですけれども、こちらの方はなかなか連敗を続けているのかなと思います。

これは長期的な課題ですので、直ちに結果を出す必要はないんですけども、問題は勝算というか、明るい展望がなかなかみえないというか、何か光が見えてくればいいんですけども、光のないままに継続している気がしております。そういう意味からすると、制度の限界のようなものをちょっと感じるんですね。こうすればいいですよという結論は出せないのですけども、おそらく何年か前にもこの委員会で同じようなことを言ったかもしれません。非常にいい取組がみられるものの、全体としてみると大きな力で流されていくような状況というのをやっぱり感じます。

○**図司委員長** ありがとうございます。事務局からはよろしいですか、大きな話ですが。

○**中山間地域・日本型直接支払室長** 今年から始めている農村RMOの地域づくりの政策と、この直払の制度をどういうふうに絡めていくかということに尽きるんじゃないかなと思っていますところ。先ほど、ちょっと繰り返しになりますけれども、広域に合併するんじゃないくて、例えば緩やかな中山間直払の連携をしてRMOを組織するとか、そういった方にいかに誘導していくのか。どうすればうまく誘導できるのか、ということに尽きるんだと思います。

○**図司委員長** ありがとうございます。おそらくこの制度だけでオールラウンドを回すというよりも、やはりいろいろと、この下地として積み上がってきたものを大事にしながら先ほどのRMOの話もそうでしょうし、多分獣害の話もそうだと思いますけれども、どうつなぎ合わせていくのかみたいなのが、もしかすると次の要になるかなということ。今の星野委員のお話を伺いながら私も感じたところです。

残りいかがでしょうか。榊田委員、どうぞ。

○**榊田委員** 今お話が出たのでついでに。委員の皆さんは御存じだと思うんですけども、今期は協定数は増えた。それが市町村の働きかけによるとわざわざ書いてらっしゃるので、いや、実際現場はかなり頑張って、今回はとにかく続けてよというふうに頼んで、やめなかったところがかなりいっぱいあるんだろうなと思ってるんですね。なので、先が見えないと星野さんもおっしゃいましたけれども、それこそこういう傾斜条件不利地だからということで、加算措置で何とか続けてというのはもうかなり無理があつて、いかにコミュニティをもう一回作っていくかというところを考えなきゃ、第6期は大変なことになりそうだなというふうに思っています。ということを最後にちょっとだけ言わせていただきます。

○**図司委員長** よろしいでしょうか、ありがとうございます。おそらくこれは次の中間年

評価の話にも、次回の委員会にも関わってくるのだと思いますので、引き続きまた委員の皆さんと議論を重ねていきたいと思っています。

では、時間になりましたので、質疑ここまでということで、委員の皆さんには議事に御協力いただきまして、ありがとうございました。

では、事務局の方にマイクをお返しします。

○地域振興課長 関司委員長、ありがとうございました。

今日は非常に活発な御議論と、それから我々が今進めさせていただいている農村RMOであったり、最適土地利用であったり、そういったことも含めてコメントを頂いてすごく参考になりました。これからの我々のまた整理の充実とか調査なんかにも役に立てていきたいと思ひますし、しっかり我々も検討していきたいと思ひます。

次回の委員会ですけれども、来年の春頃また設定したいというふうに思っておりますので、日程についてはまた追って調整をさせていただきたいというふうに思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、今日の第4回の第三者委員会の方はこれにて終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

午後 2時58分 閉会